

結婚・子育て資金贈与専用預金(愛称:ハッピーエール)

(2025 年 3 月 1 日)

1. 商品名	結婚・子育て資金贈与専用預金(愛称:ハッピーエール)
2. 商品・制度概要	○本説明書では、下表のとおりとしております。 ○結婚・子育て資金を贈与する方（祖父母さまや父母さま等）⇒贈与者 ○結婚・子育て資金の贈与を受ける方（お孫さまやお子さま等）⇒受贈者 ○結婚・子育て資金贈与専用預金(以下、本口座という)は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 の規定(この規定の関連法令や内閣府および国税庁の Q&A を含む。以下「法令等」という。)に基づく、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」(以下、「本措置」という。)の適用を受けるための普通預金口座です。 ○本口座開設時に受贈者さまと当行で「結婚・子育て資金管理契約(結婚・子育て資金贈与専用預金に係る特約)」(以下、「本特約」という。)を締結します。・受贈者さま(18 歳以上 50 歳未満の方に限ります)が、直系尊属の贈与者さまから贈与を受けた結婚・子育て資金について、受贈者さま1人につき1,000 万円(内、結婚に関する資金は 300 万円)を限度として本措置の適用が受けられます。 ○贈与者さまと受贈者さま(本口座の預金者)の間で書面により贈与契約を締結し、2015 年 8 月 10 日から 2027 年 3 月 31 日までの間(以下、「適用期間」という。)に本口座を開設し、贈与者さまから取得した金銭を本口座に預入する必要があります。 ○結婚・子育て資金の支払に充てた領収書等を所定の時期までにご提出いただく必要があります。 ○受贈者さまの 50 歳の誕生日の前日等に本特約等は終了し、その時点における、本口座の払い出しに対し領収書等が提出されなかった金額および、本口座の預金残高の合計金額は、本措置の対象外となります。なお、2023 年 4 月 1 日以降に贈与により取得した資金について本措置の対象外となり贈与税が課されるときは、当該残高は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用については、一般贈与財産とみなされます。
3. 申込受付	当行の本支店窓口
4. 預金種類	普通預金 (注)口座開設時に別途結婚・子育て資金管理特約を締結させていただきます。
5. ご利用いただける方	○書面による贈与契約を締結し直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を金銭で受けられた 18 歳以上 50 歳未満の個人のお客さまで、贈与を受けた日が属する年の前年の合計所得が 1,000 万円を超えていない方 (注1) 当行では贈与契約書の作成事務に携わることはできません。 (注 2) 本口座は受贈者さまお一人につき他の金融機関を含め 1 口座しか開設できません。また複数のご契約をされた場合は、最初に開設された口座を除き、

	課税の対象となります。	
6. 口座開設時に必要なもの	①贈与契約書(原本)	贈与者さまと受贈者さまの間で予め書面で贈与契約を締結していただきます。
	②戸籍謄本や戸籍抄本等(原本)	贈与者さまが受贈者さまの直系尊属であることを確認できるものが必要です。
	③結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	申告書は店頭または当行ホームページにてご用意しております。
	④贈与資金	以下の方法でご用意、もしくは贈与者さまから開設した口座へ入金願います。 1. 現金 2. 既に当行にある受贈者さまの口座に、贈与契約締結日以後に予めご入金して頂き、口座開設日に本口座へ振替える方法。この場合、受贈者さまが既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ち下さい。
	⑤受贈者さまのお取引印鑑	口座開設時ならびにお振替時のご印鑑をご用意ください。
	⑥受贈者さまの所得証明書	他のご家族等の扶養親族に入っておられず、かつ、贈与の前年に収入がある場合、以下の所得証明書類のうちいずれか1つをご用意ください。 源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控(税務署受付印のあるもの)、納税証明書
	⑦受贈者さまのご本人確認資料(原本)	受贈者さまのご本人確認書類をご用意ください。 ＜ご本人確認書類の例＞ ・各種健康保険証（有効期限内） ・運転免許証（有効期限内） ・住民基本台帳カード（写真付・有効期限内） ・印鑑証明書（発行から6ヶ月以内） ・住民票（発行から6ヶ月以内） ・住民票記載事項証明書（発行から6ヶ月以内）
	⑧受贈者さまの個人番号確認書類(原本)	以下のいずれかの書類をご用意ください。 ・個人番号カード ・「通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等」＋運転免許証等ご本人確認書類※ ※写真付でないご本人確認書類の場合は、2種類の確認書類が必要です。

7. お預け入れ方法 (1)お預け入れ可能期間 (2)お預け入れ方法 (3)お預け入れ金額 (4)お預け入れ単位 (5)お預け入れ限度額	○2015 年 8 月 10 日～2027 年 3 月 31 日 ○贈与契約締結日から 2 ヶ月以内の資金を対象とし、当行本支店の窓口で結婚・子育て資金非課税申告書等の書類の提出と同時に お預け入れいただきます。 (注)ATM、振込等の窓口以外の入金は取扱をいたしません。 ○50 万円以上 ○1円単位 ○1,000 万円(利息はお預け入れ限度額に含みません)
8. 払戻方法	○預金者の結婚・子育て資金の支払に充てる場合にお引出しが可能です。 ○お引出しは当行本支店窓口のほか、キャッシュカードを発行した場合はATMでのお引出しも可能です。 (注1)本預金口座から各種料金等の自動支払をすることはできません。 (注2)当行は本口座からの払戻金について、結婚・子育て資金として使用されるかを確認・管理するものではありません。 (注3)領収書等提出時に「領収書等明細一覧兼チェックシート」をご提出いただきます(用紙は店頭、ホームページにてご用意しております)。
9. 領収書の提出 (1)提出時期 (2)提出方法 (3)領収書等の要件	○結婚・子育て資金の支払に充てた領収書等の原本は、領収書に記載された支払年月日の翌年 3 月 15 日までに、北洋銀行の本支店窓口にご提出いただきます。 (注1)本特約が終了した場合は、上記にかかわらず当該終了日の翌月末日までの提出となります。また本口座へ最初に預入した日より前の日付の領収書等の場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。 (注2)領収書等を紛失または上記期間の提出を失念した場合、本措置の適用を受けられなくなりますので、お支払いの都度ご提出することをお勧めいたします。 (注3)領収書等に記載されている支払年月日が本口座からの払戻しと同じ年に属しない場合、本措置の適用対象外となりますのでご注意ください。 ○「領収書等明細一覧兼チェックシート」をあらかじめご記入いただき、領収書等の原本とあわせて当行本支店窓口にご提出ください。(用紙は店頭、ホームページにてご用意しております。) ○領収書等とは、以下の費用に対する「領収書」や「支払の事実を証する書類」です。 (注1)請求書は認められません。 (注2)領収書等に記載すべき事項は、支払日、金額、摘要(支払内容)、支払者(宛名)、支払先の氏名、支払先の住所の 6 項目です。 (注3)専用口座への預入日以後に支払われた費用が対象です。 【結婚に関する費用】 <婚礼に係る費用>

	○受贈者さまの挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用(会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム(招待状等)、人件費など) ※入籍日の1年前以後に支払った費用が対象です。 ＜家賃等に係る費用＞ ○結婚を期に受贈者さまが新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料(契約更新後は更新後の賃料)、敷金、共益費、礼金(保証金などこれに類する費用を含みます)、仲介手数料、契約更新料 ○入籍日の1年前の日からその入籍日以後1年を経過する日までの間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借契約締結日から3年を経過する日までの間に支払われた費用が対象です。 ＜引越しに係る費用＞ ○結婚を期に受贈者さまが新たな物件に転居するための引越し費用 ※入籍日の1年前の日からその入籍日以後1年を経過する日までの間に転居した費用が対象です。 【妊娠・出産・育児に関する費用】 ＜不妊治療に係る費用＞ ○人口授精、体外受精、顕微授精、不妊治療に係る医薬品代(処方箋に基づくもの)、以上のほか一般的な不妊治療に要する費用 ※男女の別や、保険適用の有無は関係なく対象となります。また、公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ※受贈者さまが未婚の場合や、配偶者さまに係る費用の場合(支払日時点で未婚でも、当行に領収書等を提出する時点で配偶者となっている場合を含む)も対象となります。 ＜妊娠に係る費用＞ ○母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用、妊娠に起因する疾患の治療に要する費用・医薬品代(処方箋に基づくもの) ※公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ※受贈者さまが未婚の場合や、配偶者さまに係る費用の場合(支払日時点で未婚でも、当行に領収書等を提出する時点で配偶者となっている場合を含む)も対象となります。 ＜出産に係る費用＞ ○分べん費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料、産科医療補償制度掛金、入院中の食事代など、出産のための入院から退院までに要した費用 ○母子保健法に基づく産婦健診費用、出産に起因する疾患に要する費用・医薬品代(処方箋に基づくもの)
--	--

(4) 領収書等の代わりとして認められる書類	※出産日(流産・死産を含む)以後 1 年を経過する日までに支払われた費用が対象です。 ※保険適用の有無に関係なく、出産育児一時金などの公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ※受贈者さまが未婚の場合や、配偶者さまに係る費用の場合(支払日時点で未婚でも、当行に領収書等を提出する時点で配偶者となっている場合を含む)も対象となります。 ＜産後ケアに係る費用＞ ○産後ケアに要した費用で以下のものが対象となります。 〔デイケア型〕 日中のサービスまたは訪問により心身のケアや育児サポートを行うもの 〔宿泊型〕 空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するもの ※公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ※出産日(流産・死産を含む)以後 1 年を経過する日までに支払われた費用で、一度の出産につき 6 泊分または 7 回分までが対象となります。 ※受贈者さまが未婚の場合や、配偶者さまに係る費用の場合(支払日時点で未婚でも、当行に領収書等を提出する時点で配偶者となっている場合を含む)も対象となります。 ＜お子さまの医療費に係る費用＞ 受贈者さまの小学校就学前のお子さまに要する以下の費用が対象です。 ○治療費、予防接種代(任意・法定いずれも含みます)、乳幼児健診に要する費用、医薬品代(処方箋に基くもの) ※公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ＜お子さまの育児に係る費用＞ 受贈者さまの小学校就学前のお子さまに要する以下の費用で、対象となる支払先に支払われたものが対象です。 ○入園料、保育料(ベビーシッター費用も含みます)、施設設備費、入園のための試験に係る検定料、在園証明に係る手数料、行事への参加に要する費用、食事の提供に係る費用、その他、施設利用料、事業に伴う本人負担金など育児に伴って必要な費用 ※公的助成を受けているかどうかに関係なく、実際に病院等へ支払った金額が対象となります。 ○指定金融機関への振込み、口座振替、クレジットカード等で支払う場合は、支払日、金額、摘要(支払内容)、支払者(宛名)、支払先の氏名、支払先の住所がわかる書類を提出することにより、領収書の代わりとして認められる場合があります。
-------------------------------	---

(5) 領収書等の他に必要書類	○以下の費用の場合には、領収書等のほかに提出が必要な書類があります。 【結婚に関する費用】 ＜婚礼に係る費用＞ ○戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ＜家賃等に係る費用＞ ○戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ○賃貸借契約書の写し(入籍日の1年前の日からその入籍日以後1年を経過する日までの間に締結された受贈者名義の契約) ○住民票の写し(賃貸借契約書の写しに受贈者さままたは配偶者さまが当該物件に入居する旨の記載がある場合は提出不要) ＜引越しに係る費用＞ ○戸籍謄本等(婚姻の事実およびその年月日を証する書類) ○住民票の写し(転居した事実および転居の年月日を証する書類) (注)【結婚に関する費用】の領収書等を提出する日において、まだ婚姻の届出をしていないため、戸籍謄本等を提出できないときは、婚姻予定の届出書を領収書等と併せてご提出いただきます。この場合には、領収書等の支払年月日から1年を経過する日までに戸籍謄本等をご提出いただきます。 【妊娠・出産・育児に関する費用】 ＜不妊治療・妊娠に係る費用＞ ○住民票の写しや戸籍謄本等(配偶者名義の領収書等の場合のみ。配偶者さまの氏名および配偶者さまとの続柄を証する書類) ＜出産・産後ケアに係る費用＞ ○住民票の写し、戸籍謄本、母子健康手帳の写し等(出産の事実および出産の年月日を証する書類) ○住民票の写しや戸籍謄本等(配偶者名義の領収書等の場合のみ。配偶者さまの氏名および配偶者さまとの続柄を証する書類) ＜お子さまの医療費・育児に係る費用＞ ○戸籍謄本等(お子さまの氏名および生年月日、受贈者さまとの続柄を証する書類)
10. お利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金	○普通預金利率(毎日店頭表示いたします)を適用します。金利情勢により変動します。 ○毎年2月と8月の当行所定の日及び解約時にお支払いします。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円、1年を365日とした日割により計算します。 ○2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。

(5)金利情報の入手方法	障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
11. 贈与者さまがお亡くなりになった場合	○本口座の契約期間中に贈与者さまが亡くなられた際、死亡時に結婚・子育て資金に充てられていなかった残額がある場合、当該残額(「管理残額」といいます)は受贈者さまが贈与者さまから相続または遺贈によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。なお、2021年4月1日以降に贈与により取得した資金に対する残額は、相続税額の2割加算の対象となります。 ○贈与者さまが亡くなられた場合は、その旨を速やかに窓口へ届け出る必要があります。 ○管理残額を確定するために、贈与者さまが亡くなられた日以前に支払われた未提出の領収書がある場合は、速やかに窓口へ提出してください。 ○管理残額を確認する必要がある場合は、窓口にお問合せください。 (注1)管理残額は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際に相続税の申告が必要かどうかは他の遺産の金額の多寡により異なります。 (注2)相続税の申告手続きは、受贈者さまにおいて行うこととなりますので、税務署にお問合せください。
12. 本口座の解約 (本特約の終了)	○以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了となり、本預金口座はただちにご解約いただきます。 ①預金者が50歳に達した場合。 ②預金者が死亡した場合。 ③結婚・子育て資金管理契約に係る預金残高が0となり、預金者と当行の間で契約終了の合意があった場合。 ④上記の他、普通預金規定等に基づき解約した場合または、所定の本特約違反の場合にも本特約は終了することがあります。
13. 手数料	○管理手数料 11,000 円(消費税込)を本口座開設時に申し受けいたします。 また、本口座に預け入れする際の振込み手数料や結婚・子育て資金の支払に充てる際の振込み手数料、口座の通帳およびキャッシュカードの再発行手数料、ATMの時間外手数料は所定の手数料がかかります。
14. 預金保険	○預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。くわしくは窓口におたずねください。
15. 当行が契約している 指定紛争解決機関 (金融ADR機関)	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで、

16. その他	○婚姻等、法令による氏名変更を除き口座名義を変更することはできません。 ○預金の譲渡・担保提供をすることはできません。 ○本口座は総合口座、ローンの返済用口座、北洋ダイレクトや clover の決済口座等、結婚・子育て資金管理以外の口座としてご利用することはできません。 ○氏名・住所等、結婚・子育て資金非課税申告書等にて申告頂いた内容に変更があった場合は、直ちに結婚・子育て資金非課税異動申告書を提出いただきます。 ○当行所定の事由等により、受贈者さまが本措置の適用を受けられなかったことによる損害等について、当行は責任を負いません。 ○本措置の法令や税務上のお取扱は税務署もしくは税理士、結婚・子育て資金や結婚・子育て資金の範囲についてご不明な点がある場合は、内閣府または税理士にご確認ください。
---------	--